

# 「関係諸規定」

## 学校法人中央大学基本規定（寄附行為）

（規程第一号）

### 目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 総長（第四条—第九条）
- 第三章 役員及び顧問（第十条—第二十二条）
- 第四章 理事会（第二十三条—第二十五条）
- 第五章 評議員会（第二十六条—第三十四条）
- 第六章 資産及び会計（第三十五条—第四十一条）
- 第七章 収益事業（第四十二条・第四十三条）
- 第八章 基本規定（寄附行為）の変更（第四十四条）
- 第九章 合併及び解散（第四十五条・第四十六条）
- 第十章 公告（第四十七条）

### 附則

（名称）

### 第一章 総則

第一条 この法人は、学校法人中央大学と称する。  
（事務所の所在地）

第二条 この法人は、事務所を東京都八王子市東中野七四二番一に置く。

（目的）

第三条 この法人は、教育と研究とを行わせるため、次に掲げる学校及び研究所を設置する。

### 一 中央大学

　　大學院 法学研究科・経済学研究科・商学研究科  
　　法学部一部 法律学科・政治学科

　　法学部二部 法律学科・政治学科

　　法学部通信教育課程

　　経済学部一部 経済学科・産業経済学科・国際経済学科

　　経済学部二部 経済学科・産業経済学科・国際経済

　　学科

　　商学部一部 経営学科・会計学科・商業・貿易学科  
　　商学部二部 経営学科・会計学科・商業・貿易学科  
　　理工学部一部 数学科・物理学科・土木工学科・精密機械工学科・電気工学科・工業化

　　学科・理工学科  
　　物理学科・土木工学科・精密機械工学科・電気工学科・工業化

　　学科・電気工学科・工業化学科・管理工学科

　　理工学部二部

文学部一部 文学科・史学科・哲学科

文学部二部 文学科

二 中央大学高等学校 定時制課程 普通科・商業科

三 中央大学杉並高等学校 全日制課程 普通科

四 中央大学杉並中学校

五 中央大学附属高等学校 全日制課程 普通科

六 日本比較法研究所

七 中央大学経理研究所

八 中央大学経済研究所

2 この法人は、私立学校法第二十六条の規定による事業を行ふ。

## 第二章 総長

(総長)

第四条 この法人に総長を置く。

2 総長は、この法人の設置する学校その他学術研究機関を総括統理する。

3 総長の任期は、三年とする。ただし、任期満了の後においても後任の総長が就任するまでは、その職務を行う。

(総長の選任)

第五条 総長は、次に掲げる者で組織する委員会の選考した者について、理事会が選任する。

一 学長、研究所長及び高等学校長

二 学部長及び各学部教授会で互選した者各三人

三 理事会で互選した者五人

(役員)

第十条 この法人に理事及び監事を置く。

## 第三章 役員及び顧問

四 評議員会で互選した者若干人

五 事務局長及び主事以上の職員から互選した者二人

2 前項第四号に定める委員の員数は、第三号の員数と合算して第一号、第二号及び第五号の員数の合計と同数とする。  
(総長の選考委員会)

第六条 前条の選考委員会は、理事長が招集する。

2 委員会は、委員の互選により、委員長を定める。

3 委員会は、委員の三分の二以上の出席がなければ、會議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の三分の二以上の多数で決定する。

(総長の職務代行)

第七条 総長に事故があるとき、又は総長が欠けたときは、理事会が、その職務を代行する者を定める。

(教学審議会)

第八条 総長の諮問機関として、教学審議会を置く。

2 教学審議会に関する規則は、別に定める。

(教学審議会への諮問)

第九条 総長は、学校その他学術研究機関に関する規則の制定又は改廃並びに重要な学術研究機関の設置又は改廃について、教学審議会に諮問しなければならない。

2 理事及び監事の定数は次のとおりとする。ただし、第十

二条に定める職務上の理事は、定数外とする。

一 理事 十二人以上十七人以内

二 監事 二人以上三人以内

(理事の選任)

第十一条 理事は、評議員会の議決によって評議員その他の者から選任する。この場合において、各学部教授会が推薦する教授各一人を理事に選任するものとする。

(職務上の理事)

第十二条 総長、学長及び事務局長は、前条の規定にかかわらず、その在任中理事となるものとする。

2 学長の職務、任期及び選任等に関する規則は、別に定める。

(理事長)

第十三条 理事長は、選任理事のうちから理事会が選任する。

2 前項の規定にかかわらず、総長たる理事を理事長に選任することができる。

(理事長及び理事の職務権限)

第十七条 理事長は、この法人の業務を統理し、この法人を代表する。

2 理事は、理事会を組織し、その議決について責任を負う。

(総長たる理事の代表権)

第十八条 総長たる理事は、第四条第二項に規定する事項について、この法人を代表することができる。

4 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事の互選によって、その職務を代行する者を定める。

(事業理事及び常任理事の選任)

第十四条 理事の互選によって、事業理事一人及び常任理事若干人を定める。

(監事の選任)

第十五条 監事は評議員会の議決によって、評議員その他の者から選任する。

2 監事の互選によって、常任監事一人を置くことができる。

(任期)

第十六条 役員(職務上の理事を除く。)の任期は、三年とする。ただし、補欠又は補充によって役員となる者の任期は、現任役員の残任期間とする。

2 役員は、任期満了の後においても、次期役員が就任するまでは、その職務を行う。

3 やむを得ない理由があるときは、評議員会は、評議員の三分の二以上の同意を得て、役員(職務上の理事を除く。)を解任することができる。

(理事長及び理事の職務権限)

第十九条 事業理事は、この法人の行う収益事業に関する事務を処理し、これについて法人を代表することができる。

(常任理事の職務権限)

第二十条 常任理事は、理事長を補佐し、その担任事務を処理する。

2 常任理事は、理事会が必要と認めたときは、特定の事項について、この法人を代表することができる。

#### (監事の職務権限)

第二十一条 監事は、この法人の財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査する。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

#### (顧問)

第二十二条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事長が評議員会の同意を得て委嘱する。

## 第四章 理事会

#### (理事会)

第二十三条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長

は、理事総数の二分の一以上から会議に付すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から七日以内に、これを招集しなければならない。

2 理事会の議長には、理事長が当たる。理事長に故障があるときは、常任理事の互選によって議長を定める。

3 学部長、大学院研究科委員長、図書館長、学生部長、通

信教育部長、研究所長、電子計算機センター所長、保健セ

ンター所長及び高等学校長は、必要に応じ、理事長の承認を得て理事会に出席し、その所管事項について意見を述べることができる。

(理事会の議事)

第二十四条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数によつて決定する。

3 理事の意見が可否同数のときは、理事長の決するところによる。

4 議事に関する記録は、理事長が署名し、事務局長が保管する。

#### (理事会の権限)

第二十五条 理事会は、この法人の一切の業務を決定する。

ただし、常務の執行については、理事長が常任理事と協議して決定する。

## 第五章 評議員会

#### (評議員会)

第二十六条 評議員会は、選任評議員及び職務上評議員で組織する。

#### (選任評議員の数及び被選資格)

第二十七条 選任評議員は、その定数を二百人以内とし、この法人の学員中、二十五歳以上の者から選任する。

2 次に掲げる者をこの法人の学員とする。

一 この法人の設置する大学の卒業者及び大学院の修了者  
二 この法人の専任教職員

三 この法人の設置する学校の前身たる学校(英吉利法律学校、東京法学院、東京法学院大学及び中央大学予科)。

専門部・工業専門学校)の卒業者

長は、その在任中評議員となるものとする。

(評議員の任期)

四 財団法人中央大学から学員として推薦された者

第三十条 選任評議員の任期は、四年とする。

五 学校法人中央大学評議員会において学員として議決した者

2 补欠評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

六 この法人に功労又は特別の縁故あるものとして学員会又は評議員二十人以上の推薦により、理事会において学員として議決した者

3 补充評議員の任期は、そのつど、評議員会において定める。

(評議員の選任)

第二十八条 選任評議員は、次に掲げる者で組織する選考委員会の選考した候補者について、評議員会が選任する。た

だし、任期満了となる評議員は、この選任の議決に加わることはできない。

一 理事の互選による者三人

二 学部長及び各学部教授会で選任した教授各一人

三 事務局長及び評議員たる事務職員で互選した者二人

四 評議員会議長

五 前各号に規定する者及び職務上の評議員を除く残留評議員で互選した者若干人

第二十九条 この法人の役員、顧問、学部長、図書館長、学生部長、通信教育部長、研究所長、高等学校長及び事務局

(職務上評議員)

2 前項第五号に定める委員の数は、第一号の員数と合算して第二号及び第三号の員数の合計と同数とする。

3 選考委員会は、評議員会議長が招集する。

第三十二条 評議員会は、理事長が招集する。招集状には、議題を明記しなければならない。

2 理事長は、評議員総数の三分の一以上の者から、会議に付すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合は、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。

3 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

4 評議員会の議事は、別段の規定がある場合のほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 評議員は、他の評議員に委任して表決することができる。委任した評議員は、評議員会に出席した者とみなす。

6 会議に関する記録は、議長及び議長の指名した評議員二人が署名し、事務局長が保管する。

#### (議決事項)

第三十三条 次に掲げる事項については、評議員会の議決を経なければならない。

- 一 予算、決算、借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
- 二 基本規定（寄附行為）の変更
- 三 この法人の業務に関する重要な規定の制定又は改廃
- 四 合併
- 五 私立学校法第五十条第一項第一号及び第三号に掲げる事由による解散
- 六 残余財産の処分に関する事項

#### (委員会)

第三十四条 評議員会は、その権限に属する事項を審議するため、委員会を設けることができる。

2 委員会に関する規則は、別に定める。

## 第六章 資産及び会計

### (資産)

第三十五条 この法人の資産は、現有の固定資産及び流動資産とする。

2 次の各号に掲げる収入は、すべてこの法人の資産とする。

- 一 資産から生ずる果実
- 二 学生生徒等納付金及び手数料
- 三 寄附

#### 四 補助金

#### 五 収益事業から生ずる利益金

#### 六 その他の収入

### (計算基準)

第三十六条 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）と収益事業に関する会計に分け、学校会計は、文部大臣の定める学校法人会計基準の定めるところにより処理しなければならない。

- 2 収益事業に関する会計は、公正な会計慣行に基づいて処理しなければならない。

### (資産処分の制限)

第三十七条 基本金に属する重要な固定資産の処分は、評議員会において出席評議員の三分の二以上の同意を得なければならない。

### (予算)

第三十八条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、評議員会の議決を経なければならない。

2 学校会計の予算は、総合、各学校及び経理研究所（講座部）の予算に区分しなければならない。

3 収益事業に関する予算については、予定貸借対照表及び予定損益計算書を作成しなければならない。

#### （決算）

第三十九条 この法人の決算は、毎会計年度の終了後二カ月以内に、監事の意見書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書を添えて、評議員会の承認を求めなければならない。

#### （財務諸表の備置）

第四十条 この法人の作成する財務諸表は、監事の意見書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書とともに、常に事務所に備えておかなければならぬ。

#### （会計年度）

第四十一条 この法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

### 第七章 収益事業

#### （種類）

第四十二条 この法人が行う第三条第二項の事業は、出版業並びに生命保険の募集及び生命保険契約締結の媒介に関する業務とする。

#### （利益金の処理）

第四十三条 収益事業に関する会計の利益金は、積立金として積み立てるほか、学校会計に繰り入れることができる。

### 第八章 基本規定（寄附行為）の変更

#### （議決の方法）

第四十四条 この基本規定（寄附行為）の変更は、評議員会において出席評議員の三分の二以上の同意を得なければならぬ。

### 第九章 合併及び解散

#### （議決の方法）

第四十五条 この法人の合併及び解散の議決については前条の規定を準用する。

#### （残余財産の帰属）

第四十六条 この法人が解散した場合における残余財産の帰属者は、他の学校法人その他教育事業を行う者のうちから選定する。

### 第十章 公告

#### （公告）

第四十七条 この法人が、法令によつてする公告は、事務所の掲示場に掲示して、行う。

#### 附 則

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和二十九年三月一日）から施行する。

附 則  
この基本規定（寄附行為）は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則  
（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、昭和三十七年十月八日から施行する。

（経過措置）

2 この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する総長、役員、評議員、評議員会議長及び同副議長は、その任期中、それぞれこの基本規定（寄附行為）により選任された者とみなす。

附 則

この基本規定（寄附行為）は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附 則

この基本規定（寄附行為）は、昭和三十九年六月二十六日から施行する。

附 則（規程第四百二十五号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和五十一年十二月十六日）から施行する。

附 則（規程第四百二十六号）

この基本規定（寄附行為）は、評議員会の議決を経た日（昭和五十二年三月二十一日）から施行する。

附 則（規程第四百九十二号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和五十三年四月一日）から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和五十三年九月二十七日）から施行する。

（経過措置）

2 この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する総長、役員、評議員、評議員会議長及び同副議長は、その任期中、それぞれこの基本規定（寄附行為）により選任された者とみなす。

3 この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する顧問は、この基本規定（寄附行為）により委嘱された者とみなす。

す。

施 行 昭和二六・三・八  
改 正 昭和二七・七・二一

# 中央大学学員会会則

(名称)

第一条 本会は、中央大学学員会と称する。

(目的)

第二条 本会は、学員相互の親睦をはかり、常に学員の健全な与論を結集して母校中央大学の興隆に寄与することを目的とする。

(事業)

第三条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

一 会報の発行

二 学員会館の管理運営

三 奨学援助および学術研究に対する助成

四 各種研究会、見学会および講演会の開催

五 学員名簿の編纂

六 その他必要と認める事業

(資格)

第四条 本会は、学校法人中央大学基本規定（寄附行為）に定める学員をもって組織する。

(本部および支部)

第五条 本会の本部は、東京都千代田区神田駿河台三丁目十一番地におく。

2 本会は、別に定める規程に基づき、支部を設けることができる。

3 前項の支部の設置については、幹事会の議を経て、会長が承認する。

(役員)

第六条 本会に、会長一名、副会長七名以内、幹事七十名以内、会計監事五名以内、協議員六百名以内をおく。

2 本会に、二十名以内の常任幹事をおく。

3 会長、副会長、幹事、会計監事および支部長は、その在任中協議員の地位につき、第一項に定める数の制限を受けない。

(役員の任期)

第七条 役員の任期は、すべて二年とする。

2 補欠、補充または増員によって選任された役員の任期は、現任役員の残任期間と同一とする。

(役員の職務権限)

第八条 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ定めた順位によりその職務を代行する。

3 常任幹事、幹事および協議員は、それぞれ常任幹事会、幹事会および協議員会において、おのおの所定の職務を行

う。

4 会計監事は、本会の会計を監査する。

5 会計監事は、常任幹事会および幹事会に出席し、意見を述べることができる。

(役員の選任)

第九条 会長、副会長、幹事および会計監事は、協議員会において選任する。

2 協議員は、総会において選任する。

3 前二項の選任方法は、協議員会および総会において定める。

4 常任幹事は幹事の互選による。

(顧問および参与)

第十条 本会に、顧問および参与をおくことができる。

2 顧問は、本会の会長に在任した者とし、会長が委嘱する。

3 参与は、本会の発展に功勞があったと認められる者のうちから、幹事会の議を経て会長が委嘱する。

4 顧問および参与は、協議員会および幹事会に出席して意見を述べることができる。

(総会)

第十一条 総会は、定時総会と臨時総会とする。

2 定時総会は、毎年三月に会長が幹事会の議を経て招集する。

3 会長が必要と認めたときは、幹事会の議を経て臨時に協議員会を招集することができる。

4 協議員百名以上が連署をもつて会議の目的たる事項を示して協議員会の招集を請求したときは、会長は遅滞なくこれを招集しなければならない。

5 前三項の招集は、会日の二週間前に通知をもつて行う。

6 協議員会の議事は、その都度選任された議長および副議長各一名により行う。

7 協議員会は、次の事項を審議する。

一 会長、副会長、幹事、会計監事の選任

二 予算、決算の承認

三 会則の改正、規程の制定改廃

四 その他本会の重要な事項

8 協議員会は、協議員の四分の一以上の出席がなければ、

4 総会の招集は、会日の二週間前に学員に周知させる方法により行う。

5 総会の議事は、その都度選任された議長および副議長各一名により行う。

6 総会は、協議員の選任その他本会の重要な事項を審議する。

(協議員会)

第十二条 協議員会は、定時協議員会と臨時協議員会とする。

2 定時協議員会は、毎年三月に会長が幹事会の議を経て招集する。

3 会長が必要と認めたときは、幹事会の議を経て臨時に協議員会を招集することができる。

4 協議員百名以上が連署をもつて会議の目的たる事項を示して協議員会の招集を請求したときは、会長は遅滞なくこれを招集しなければならない。

5 前三項の招集は、会日の二週間前に通知をもつて行う。

6 協議員会の議事は、その都度選任された議長および副議長各一名により行う。

7 協議員会は、次の事項を審議する。

一 会長、副会長、幹事、会計監事の選任

二 予算、決算の承認

三 会則の改正、規程の制定改廃

四 その他本会の重要な事項

議事を開き議決することができない。

(学校法人中央大学評議員候補者の選出)

第十九条 協議員会の議事は、特別の定めある場合を除いては出席協議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第十条 協議員は書面により、出席協議員に委任してその権限を行うことができる。

(幹事会)

第十三条 幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

第二条 幹事会は、会長が議長となり学員の推薦、規則、細則の制定改廃その他本会の運営上必要な事項を審議する。

(常任幹事会)

第十四条 常任幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

第二条 常任幹事会は、会長が議長となり、本会の運営上必要な企画、立案等の事項を審議する。

(委員会)

第十五条 本会は、必要に応じ幹事会の議を経て委員会をおくことができる。

第二条 委員会の組織、権限、運営等に関する事項は、幹事会において定める。

(奨学会の設置)

第十六条 第三条第三号に定める事業を行うため財団法人白門奨学会を設置する。

第二条 この法人は、学員会の管理に属し、その運営は、寄付行為の定めるところによる。

第十七条 本会は、別に定める規程により、協議員会の議を経て学校法人中央大学評議員の候補者を選出する。

(本会の経費)

第十八条 本会の経費は、会費、寄付金、事業収入および助金をもってあてる。

(会費)

第十九条 会費は、金二万円とし、第四条により学員となつたときに全額を納入するものとする。ただし、特別の事情ある者は、別に定める規程により分割納入することができる。

(会計年度)

第二十条 本会の会計年度は、毎年一月一日から十二月三十日までとする。

(会則の改正)

第二十一条 この会則の改正は、協議員会において、出席協議員の三分の二以上の議決を経なければならない。

(事務局)

第二十二条 本会に、事務局をおく。

第二条 事務局に関する規程は、別に定める。

附 則

(改正会則の発効)

この会則は、協議員会において議決されたときから効力を

生ずる。

(旧役員の任期)

- 2 旧会則により選任された役員は、この会則の発効と同時に退任する。ただし、この会則による役員が選任されるまでおのおのその職務を行う。

(この会則により選任された役員の任期)

- 3 この会則により、最初に選任された会長、副会長、幹事および会計監事の任期は、第七条第一項の規定にかかわらず、昭和五十四年三月末日までとする。

- 4 この会則により、最初に選任された協議員の任期は、第七条第一項の規定にかかわらず、昭和五十四年五月末日までとする。

(参与の委嘱)

- 5 旧会則により委嘱され、現に在任する参与は、第十条第三項により委嘱されたものと見做す。

(旧会則による会費完納者の取扱い)

- 6 この会則の発効日の前日までに旧会則に定める会費を完納した者は、第十九条に定める会費を完納したものと見做す。

(旧会則による分割納入者の取扱い)

- 7 旧会則第十五条ただし書きにより会費の分割納入を継続している者の会費は、第十九条の規定にかかわらず、一万五千円とする。ただし、昭和五十二年十二月末日までにその残額を完納しなければならない。

(昭和五十二年度の会計年度)

- 8 昭和五十二年度の会計年度は、第二十条の規程にかかわらず、昭和五十二年四月一日から同年十二月三十一日までとする。

(昭和五十二年五月十二日施行)

附 則

(経過規程)

第十六条の規定は、財團法人白門奨学会の設立が許可されるまでの間なお旧十六条の定めるところによる。

# 財団法人 白門奨学会寄付行為

## 第一章 総 則

(名称)

第一条 この法人は、財団法人白門奨学会という。

(事務所)

第二条 この法人は、事務所を東京都千代田区神田駿河台三丁目一一番地中央大学会館内に置く。

## 第二章 目的及び事業

(目的)

第三条 この法人は、東京都で高等教育を受ける学生のうち、

学業・人物ともに優秀かつ健康であつて、経済的理由により修学が困難な者に対し、奨学援助を行い、もつて社会有用の人材を育成することを目的とする。

(事業)

第四条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

一 学資金の貸与又は給付

二 その他前条の目的を達成するために必要な事業

## 第三章 資産及び会計

(資産)

第五条 この法人の資産は、次のとおりとする。

一 この法人設立当初中央大学学員会の寄付に係る別紙財

(基本財産の処分の制限)

## 产目録記載の財産

- 二 資産から生ずる果実
- 三 事業に伴う収入
- 四 収還金
- 五 寄付金品
- 六 その他の収入

(資産の種類)

第六条 この法人の資産を分けて基本財産及び運用財産の二種類とする。

2 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する資産及び将来基本財産に編入される資産で構成する。

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

4 寄付金品であつて、寄付者の指定あるものは、その指定

に従う。

(資産の管理)

第七条 この法人の基本財産のうち現金は、理事会の議決に基づいて、確実な有価証券を購入するか、定期郵便貯金とするか、確実な信託銀行に信託するか、又は定期預金として理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第八条 基本財産は、処分し、または担保に供してはならな

い。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の三分の二以上の議決を経、かつ、東京都教育委員会の承認を受けて、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

#### (経費の支弁)

第九条 この法人の事業遂行に要する費用は、資産から生ずる果実、事業に伴う収入及び返還金等運用財産をもって支弁する。

#### (事業計画及び予算)

第一〇条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において理事現在数の三分の二以上の議決を経て、東京都教育委員会に届け出なければならない。

2 事業計画及び収支予算を変更した場合も同様とする。

#### (事業報告、決算及び剩余金の処分)

第一条 この法人の決算は、理事長が作成し、財産目録、事業報告書及び財産増減理由書とともに、監事の意見を付け、理事会において理事現在数の三分の二以上の承認を受けて、毎会計年度終了後三ヶ月以内に東京都教育委員会に報告しなければならない。

2 この法人の決算に剩余金があるときは、理事会の決議を

経て、その一部又は全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

#### (借入金)

第一二条 借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）をしようとするときは、理事会において理事現在数の三分の二以上の決議を経、かつ、東京都教育委員会の承認を受けなければならない。

#### (会計年度)

第一三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三一日に終わる。

### 第四章 役員、評議員、顧問及び職員

#### (役員定数)

第一四条 この法人には、次の役員を置く。

理事 八人以上一三人以内

監事 二人以上三人以内

#### (役員の選任)

第一五条 理事及び監事は、評議員会でこれを選任し、理事は、互選で理事長一人、及び常務理事二人を定める。

2 理事の選任に当たっては、理事の一人及びその親族その他特殊の関係にある者の数が理事総数の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。

3 監事は、この法人の理事（その親族その他特殊の関係にある者を含む。）及び職員以外の者のうちから評議員会において選任する。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。  
(理事長の職務及び職務代行者等)

第一六条 理事長は、この法人の事務を總理し、この法人を代

表する。

- 2 理事長に事故があるときは、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名した常務理事がその職務を代行する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の決議に基づき日常の事務に従事する。

(理事の職務)

- 第一七条 理事は、理事会を組織し、この法人の業務を議決し執行する。

(監事の職務)

- 第一八条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- 一 法人の財産の状況を監査すること。
- 二 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会及び東京都教育委員会に報告すること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員の任期及び解任)

- 第一九条 この法人の役員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 3 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは

なおその職務を行う。

- 4 役員は、この法人の役員としてふさわしくない行為のあつた場合又は心身の故障のため、職務の執行にたえないと認められる場合には、その任期中であつても、評議員会及び理事会において理事現在数の三分の二以上の議決を経てこれを解任することができる。

(役員の報酬)

- 第二〇条 役員は、有給とができる。

(評議員定数、選任、任期及び解任)

- 第二一条 この法人には、評議員二一人以上二五人以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選任し、理事長が委嘱する。

- 3 評議員には第一五条二項及び第一九条の規定を準用する。この場合において、「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

- 第二二条 評議員は、評議員会を組織し、この寄付行為に定める事項のほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(顧問)

- 第一九条 この法人の役員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 顧問は、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

- 3 顧問の任期は、二年とする。

- 4 顧問は、理事長の諮問に応じ、又は理事長に対し必要と

認める事項につき、意見を述べることができる。

(職員)

第二四条 この法人の事務を処理するため職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。
- 3 職員は、有給とすることができます。

第五章 会議

(理事会の招集)

第二五条 理事会は、毎年二回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合、又は理事現在数の三分の一以上から会議の目的事項を示して請求のあつたときは、臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会を招集するには、各理事に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を示して、会議の五日前までに到着するように、文書をもつて通知しなければならない。

3 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数)

第二六条 理事会は、理事現在数の三分の二以上出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 理事会の議事は、この寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、

当該議事について、あらかじめ書面をもつて表決し、または他の出席理事に表決を委任することができる。この場合、

- 二 理事の現在数
- 三 会議に出席した理事の氏名
- 四 委任状を提出した理事の氏名

(諮問事項)

第二七条 次に掲げる事項については、理事会は、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- 一 事業計画及び収支予算についての事項
- 二 事業報告及び収支決算についての事項
- 三 不動産の買入れ、又は基本財産の一部処分若しくは担保提供についての事項

- 四 長期借入金についての事項
- 五 奨学金貸与規程、及び選考委員会規程の変更に関する事項

- 六 その他この法人の業務に関する重要事項で理事長が必要と認めた事項

2 前二条の規定は、評議員会に準用する。この場合において、「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」とそれぞれ読み替えるものとする。

3 評議員会の議長は、評議員中より互選する。

(議事録)

第二八条 理事会の議事について、議長は次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 開会の日時及び場所

## 五 議決事項

### 六 議事の経過の要旨及び発言者の発言要旨

2 議事録には、議長及び出席理事のなかからその会議において選出された議事録署名人二人以上が、署名しなければならない。

3 前二項の規定は、評議員会に準用する。この場合において、「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」とそれぞれ読み替えるものとする。

## 第六章 選考委員会

### (選考委員会)

第二十九条 この法人には、第四条第一号の事業の対象となる者を選考するため、選考委員会を置く。

### (委員)

第三〇条 選考委員会は、八人以上一〇人以内の委員をもつて組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、理事会で選出し、理事長が委嘱する。

3 選考委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員のうちには、この法人の役員及び評議員が三名を超えて含まれることになつてはならない。

## 第七章 寄付行為の変更及び解散

### (寄付行為の変更)

第三一条 この寄付行為は、理事及び評議員の現在数の三分の二以上の同意を経、かつ、東京都教育委員会の認可を受

けなければ変更することができない。

### (解散)

第三十二条 この法人の解散は、理事及び評議員の現在数の四分の三以上の同意を経、かつ、東京都教育委員会の許可を受けなければならない。

### (残余財産の処分)

第三十三条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事及び評議員の現在数の四分の三以上の同意を経、かつ、東京都教育委員会の許可を受けて、国若しくは地方公共団体又はこの法人と類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

## 第八章 補 則

### (細則)

第三十四条 この寄付行為施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。ただし、財団法人白門奨学会貸与規程を制定し、または変更しようとするときは、東京都教育委員会の承認を受けなければならない。

### 付 則

### (施行期日)

1 この法人の寄付行為は、東京都教育委員会の設立許可の日から施行する。

### (経過措置)

2 この法人の当初の会計年度は、第一三条の規定にかかわらず、設立許可の日から昭和 年 月 日までとする。

3 この法人の設立当初の役員は、第一五条の規定にかかわ

らず、次のとおりとし、その任期は、第一九条第一項の規定にかかる設立許可の日から、昭和五五年四月三〇までとする。

監理事（理事長） 谷村唯一郎  
監理事（常務理事） 亀井幸次  
監理事（常務理事） 高木友之助

小野義弘 小野三郎 久保田次  
臼田義弘 小野三郎 久保田次  
堂野達 文也 積善也  
水野富久 久司也 積善也  
長谷川達 久司也 積善也  
水野富久 久司也 積善也  
本村長谷川堂野達 久司也 積善也  
水島上茂利 司也 積善也  
木藤清秀 雄秀 雄秀 雄秀 雄秀  
鈴木清秀 雄秀 雄秀 雄秀 雄秀  
小川浩八郎 雄秀 雄秀 雄秀 雄秀  
木藤清秀 雄秀 雄秀 雄秀 雄秀  
（五十音順）

# 中央大学法曹会会則

第一条 本会は中央大学法曹会と称し、中央大学学員会の支部とする。

本会の事務所を東京都千代田区霞が関一丁目一番に置く。

第二条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、中央大学の興隆と司法の発展に寄与することを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

一、中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること

二、会報及び会員名簿の発行

三、研究会、講演会及び座談会の開催

四、その他必要と認める事業

第四条 本会は中央大学学員である在京の法曹並に本会の趣旨に賛同する中央大学学員たる法曹をもつて組織する。

本会の趣旨に賛同して会員になろうとする者は、幹事長にその旨申出るものとし、幹事長は常任幹事会の議を経てこれを受入れるものとする。

第五条 本会に次の役員を置く。

一、幹事長 一名

二、副幹事長 五名

三、常任幹事 二五名

四、幹事 百名以内

五、会計監事 三名以内

第六条 幹事及び会計監事は総会において選任する。但し、幹事は別に定める規程により選出した候補者の中から選任するものとする。

幹事長、副幹事長及び常任幹事はいずれも幹事の互選による。

第七条 役員の任期はすべて一年とする。但し再任を妨げない。

第八条 本会に顧問を置くことができる。顧問は総会の議を経てこれを委嘱する。顧問は本会の管理運営につき隨時その諮詢に応えるほか幹事会または常任幹事会に出席して意見を述べることができる。

第九条 幹事長は本会を代表し会務を掌理し、中央大学学員会の支部長となる。

副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは予め定めた順序によりその職務を代行する。

幹事及び常任幹事はそれぞれ幹事会及び常任幹事会を構成し、おのおの所定の職務を行うものとする。

会計監事は本会の会計を監査するものとし、常任幹事会及び幹事会に出席し、意見を述べることができる。

第十条 総会は定期と臨時に分ち、定期総会は毎年五月中に幹事長がこれを召集する。

幹事長が必要ありと認めたときは臨時総会を召集することができる。

幹事長は、百名以上の会員が別に定める規程により会議の目的たる事項を示して臨時総会の召集を請求したときは、

遅滑なく、これを召集しなければならない。

総会においては幹事長が議長となる。

総会の議事は出席会員の過半数によつて決する。

第十一条 幹事会は毎年二回以上幹事長の召集によりこれを開く。

幹事長は、幹事十五名以上の連署による請求を受けたときは、遅怠なく、幹事を召集しなければならない。

幹事会においては幹事長が議長となり、本会の運営上重要な事項及び本会の会員を中央大学の理事、監事、評議員その他の役職員並びに中央大学学員会の役員の各候補者に推せんする事項を議決する。

第十二条 常任幹事会は幹事長、副幹事長、常任幹事をもつて組織し、少くとも、年四回以上、幹事長の召集によりこれを開く。

幹事長は、常任幹事五名以上の連署による請求を受けたときは、遅怠なく、常任幹事を召集しなければならない。

常任幹事会においては幹事長が議長となり、本会の常務及び運営上必要な一切の事項を協議決定する。

第十三条 本会は必要に応じ、幹事会の議を経て、委員会をおくことができる。

委員会の組織、権限、運営に関する事項は幹事会においてこれを定める。

第十四条 本会の経費は会費、寄附金及びその他の収入をもつて支弁する。

第十五条 本会の会計年度は毎年四月一日より翌年三月三一日までとする。

予算及び決算は幹事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

第十六条 本会則は総会において出席会員の三分の二以上の同意を得て、改正することができる。

#### 付 則

本会則は昭和四四年五月一七日から施行する。

従前の本会規約は同日廃止する。

この会則施行の際現に顧問である者はこの会則により委嘱したものとみなす。

#### 会員の請求による臨時総会召集規程

第一条 この規程は、中央大学法曹会会則第十条第三項による臨時総会召集に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 百名以上の会員が、会則第十条第三項により、臨時

総会の召集を請求しようとするときは、連署によるものとする。

第三条 前条の場合において、会員は、臨時総会の開催に必要な経費を、あらかじめ、幹事長に預託しなければならない。

前項の経費は、印刷費、通信費、会場費等幹事長の積算する額によるものとする。

第四条 この規程の改正は会則改正の手続による。

#### 付 則

この規程は改正会則施行の日から施行する。

#### 幹事候補者選出規程

第一条 この規程は中央大学法曹会会則第六条による幹事候補者の選出に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 本会の幹事候補者の選出については、これを選任する総会の日迄にそれぞれ会員の所属する各弁護士会、裁判所及び検察庁を職域とする各選出区毎に投票又は投票以外の方法により各別にこれを行うものとする。

第三条 幹事の選出区及び選出すべき幹事候補者の員数は次の次のとおりとする。

第一区 東京弁護士会	四〇名
第二区 第一東京弁護士会	一八名
第三区 第二東京弁護士会	一八名
第四区 裁判所	一二名
第五区 檢察庁	一二名

第四条 この規程に定めない事項につき必要なあるときは幹事会においてこれを決定することができる。

第五条 この規程の改正は会則改正の手続による。

この規程は改正会則施行の日から施行する。

#### 付 則

第一条 中央大学法曹会事務局に次の職員をおく。

1 局長	一名
2 次長	五名

第二条 局長及び次長は、幹事会の議を経て幹事長がこれを任免する。

第三条 局長は幹事長の命を受け、事務局一切の事務を処理する。

次長はその担当事務について局長を補助する。

第四条 幹事長は幹事会にはかり、事務処理について、細則を定めることができる。

#### 付 則

この規程は昭和四九年六月一日より施行する。

# 中央大学法曹会事務局規程

# 中央大学法曹会役員等名簿

(昭和五三年度)

一、中大法曹会顧問・役員等

(五十音順)

(1) 顧問

井出甲子太郎

石井一郎

石田寅雄

今井忠男

大塚喜一郎

小川泉

荻山虎雄

柏原語六

金子文六

兼平慶之助

河井信太郎

小池金市

後藤英三

清水繁一

谷村唯一郎

堂野達也

藤井暹

松井宣

円山田作

宮田光秀

山本清二郎

山本政喜

八島三郎

龍前茂三郎

(2) 参与

柴沢忠幸

遠藤利一郎

小木貞一

川島仟之助

鈴木清二

戸田宗孝

橋本三郎

原田勇

馬越旺輔

松島政義

(3) 幹事長

倉田雅充

(一弁)

向江璋悦

米田為次

(4) 副幹事長

鈴木秀雄

(東弁)

水原敏博

(裁判所)

信部高雄

(一弁)

坂本建之助

(二弁)

幹

事

(東京弁護士会)

○印は常任幹事

鈴木近治	飯畠正男	川坂二郎	鈴木誠	岩田豊	柴田徹男	吉本英雄	松家里明	吉本英雄	水上喜景	原山庫佳	中井宗夫	鈴木秀雄	小林宏也	太田常雄	雨宮真也	伊東正	石井嘉夫	久木野利光	紺野稔	○赤坂正男	○秋知和憲	浅見昭一
(第二東京弁護士会)	○内山弘	○木戸口久治		○宮田耕作	渡辺洋一郎				○森田洲右		日野久三郎	中村茂八郎	高木茂	○児島平		○滝沢国雄	○安原正之	○繩稚登	○安原正之	○内野経一郎	○秋知和憲	
高橋一郎	小海正勝	大井勲紀	高橋守雄	齊藤兼也	大塚功男	高橋靖夫	中津靖夫	坂本建之助	○大西保	山崎源三	萩原平	倉田雅充	藤井光春	玉田郁生	篠原千広	○滝沢国雄	平岡高志	○安原正之	○繩稚登	○滝沢国雄	○内野経一郎	○秋知和憲
										○深沢勝	○深沢勝	○斎藤岩次郎	山田茂	○斎藤岩次郎								
										信部高雄	藤本勝也	○依田敬一郎	山本忠義	浜秀和	名波倉四郎	○斎藤岩次郎						

(7)	事務局長	岩田滿夫	会計監事	新井弘二	(検察庁)	秋吉稔弘	中吉章一郎	○野宮利雄	村山芳朗
次長	佐木中柴金山崎源三	(東弁)	宗像紀夫	末永秀夫	○中津川彰	福田健次	佐野昭一	浅香恒久	○大前邦道
佐野真一	木村輝武	津靖柴田徹恭	渡辺芳信	岩下肇	山崎宏八	山崎薰	瀧田薫	糟谷忠男	寺尾正二
(検察所)	(三弁)	(二弁)	森謙	藤本一孝	土田勇	士田勇	水本一孝	加藤晴明	○糟谷忠男
			(一弁)	鈴木喜三郎	(二弁)		水上寛治	佐野真一	木村輝武
							水原敏博	佐野真一	豊吉彬

大學問題特別委員会

(◎は委員長以下同じ)

安藤 章	浅見 昭一	市橋 千鶴子	猪股 喜蔵	内野 経一郎
柴原 卓郎	太田 常雄	龜井 忠夫	久木野 利光	工藤 祐正
浜 秀和	児島 平	小池 金市	小林 宏也	桜井 公望
松 家里明	菅沼 隆志	高木 茂	玉田 郁生	服部 邦彦
池 田達郎	小川 休衛	梶原 止	森田 洲右	安原 正之
大 西保	山田 賢次郎	山根 彰夫	(以上東弁)	
小 海正勝	小野 道久	依田 敬一郎	渡辺 洋一郎	
三 枝信義	笠井 盛男	(以上一弁)	藤本 勝也	
浅 香恒久	川坂 二郎	木戸口 久治		
糟 谷忠男	坂本 建之助	高橋 守雄		
新 井弘二	高木 典雄	高橋 守雄		
押 谷靄男	長久保 武	野宮 利雄		
近 藤太朗	中津川 彰	(以上二弁)		
	水 原敏博	山本 和敏		
(以上検察庁)				

秋知和憲

阿部三郎

石田寅雄

川島仟之助

後藤英三

篠原千広

宮田耕作

吉田勸

吉本英雄

(以上東弁)

◎深沢勝

野宮利雄

松井宣

村山芳朗

(以上一弁)

大西保

土田勇

堤淳一

(以上二弁)

会報編集委員会

◎赤坂正男

菅沼隆志

(以上東弁)

新井弘二

黑田久雄

(以上一弁)

(以上二弁)

人事委員会

岩田豊

表久雄

中津川彰

(以上東弁)

(以上二弁)

(以上二弁)

(以上二弁)

(以上二弁)

(以上二弁)

(以上二弁)

(裁判所)

(檢察廳)

大學學員會館問題委員會

鈴木秀雄

原山庫佳

本間崇

水原敏博

◎石井一郎  
大前邦道

赤坂正男  
梶原止正

阿部三郎  
依田敬一郎

繩稚登  
坂本建之助

(以上東弁)  
(以上二弁)

(以上東弁)  
(以上二弁)

(以上東弁)  
(以上二弁)

(以上東弁)

(以上裁判所)  
(檢察廳)

◎ 豊 大 深

吉 西 沢

彬 保 勝

(裁判所) 木戸 口 久 治  
若 林 秀 雄

水 原 敏 博

(検察庁)

(以上二弁)

# 中央大学法曹会事務報告書

自昭和五二年五月三〇日  
至昭和五四年三月二日

年月日	議事・行事	摘要	要
52・5・30	定時総会	於・法曹会館 出席九十二名	
		議題 (1) 昭和五一年度会務報告の件 (2) // 委員会報告の件 (3) 会計報告並に決算承認の件 (4) 幹事及び会計監事改選の件 (5) 顧問及び参与委嘱の件	
6・16	//	第一回幹事会	
6・9	(新)執行部会	於・法曹会館 出席四十二名	
6・20	新・旧執行部会	議題 (1) 幹事長・副幹事長及び常任幹事選任の件 (2) 中央大学学員会幹事及び参与推薦の件 於・一弁 出席 七名	
於・東弁	於・一弁 出席一七名	議題 中央大学学員会幹事及び会計監事推薦の件	
	議題 (1) 旧執行部より新執行部への事務引継ぎ (2) 第二回幹事会議題の決定 (3) 学員会協議員推薦の件 (4) 会報四号の配布方法・部数決定の件 (5) 事務局の分担部分決定の件 (6) 学員会幹事選考の件 (7) その他	議題 (1) 旧執行部より新執行部への事務引継ぎ (2) 第二回幹事会議題の決定 (3) 学員会協議員推薦の件 (4) 会報四号の配布方法・部数決定の件 (5) 事務局の分担部分決定の件 (6) 学員会幹事選考の件 (7) その他	

9 ・ 24	9 ・ 22	9 ・ 17	9 ・ 9	7 ・ 5	6 ・ 28
大学側と法職課程指導員との打合せ	第一回人事委員会	第二回大学問題特別委員会	執行部会	第一回大学問題特別委員会	第二回幹事会
於・中大会館	於・東弁 議題 (3) (2) (1) 協議員候補者選考結果承認の件 人事推薦基準の設定について	於・一弁 議題 (2) (1) 中央大学法職課程指導員推薦の件 法学教育に関する意見書具体化の件	於・法曹会館 出席二十一名 出席八名	於・東弁 議題 (3) (2) (1) 今後の委員会の運営について 委員長選任 部会長選任	於・法曹会館 出席五十一名 幹事長の職務代行の順序を定める件 本年度の基本方針に関する件 各種委員会について 会報の配布方法について 正・副幹事長就任披露パーティ開催の件 常任幹事選任の件

12 ・ 2	12 ・ 2	11 ・ 9	10 ・ 26	10 ・ 22	10 ・ 5	9 ・ 29	9 ・ 28	"	法職課程指導員会議	議題	(1) ゼミの目的、程度、範囲について (2) 組別担当者について (3) ゼミのテーマ等について
第三回大学問題特別委員会	執行部会	執行部会	中大法曹会新役員就任披露宴	執行部会	第一回常任幹事会	第一回募金委員会	第一回会報編集委員会	第一回会報編集委員会	於・中大会館	議題	・各組ゼミの運営方法について ・今後の委員会の運営について
法職課程指導員と大学問題特別委員会委員との懇談会	於・一弁出席二十七名	於・一弁出席七名	於・赤坂プリンスホテル出席五十六名	於・一弁出席五名	於・一弁出席二十四名	多摩校地記念樹木寄贈の件 今後の委員会の運営方針について	出席十五名 委員長選任	出席五名 委員長選任	出席五名 委員長選任	議題	(1) ゼミの目的、程度、範囲について (2) 組別担当者について (3) ゼミのテーマ等について

53 12 2 10	12 7	第三回幹事会	於・法曹会館 出席四十三名	議題 (1) 会費徵収の件	於・一弁 出席 五名	議題 (2) 副幹事長一名選任の件	(3) その他
53 2 20	正副幹事長會議	第一回学員会館問題委員会	於・一弁 出席 八名	議題 (1) 委員長選任	於・一弁 出席 八名	議題 (2) 大学側委員の審議結果の検討	(3) 今後の委員会の運営について
2 24	第二回人事委員会	"	於・法曹会館 出席十一名	議題 (1) 中央大学評議員候補者推薦の件	於・一弁 出席 二十四名	議題 (1) 中央大学評議員候補者推薦の件	(2) その他
2 27	第四回幹事会	第四回大学問題特別委員会	於・一弁 出席二十四名	於・一弁 出席四十四名	於・法曹会館 出席二十五名	於・法曹会館 出席二十五名	議題 (1) 中央大学評議員候補者推薦の件
3 8	第五回大学問題特別委員会	於・法曹会館 出席二十五名	於・法曹会館 出席二十五名	於・一弁 出席四十四名	於・法曹会館 出席二十五名	於・法曹会館 出席二十五名	議題 (1) 中央大学評議員候補者推薦の件
4 14	第四回人事委員会	於・一弁 出席 十名	於・一弁 出席 四十名	於・一弁 出席 四十名	於・法曹会館 出席二十五名	於・法曹会館 出席二十五名	議題 (1) 中央大学理・監事銓衡委員会委員候補者推薦の件

6 17	"	"						
執行部会	第一回幹事会	於・法曹会館 出席五十八名 議題 (1) 幹事長・副幹事長及び常任幹事選任の件 (2) 事務局職員選任の件	於・法曹会館 出席五十八名 議題 (1) 幹事長・副幹事長及び常任幹事選任の件 (2) 事務局職員選任の件	定時総会	於・法曹会館 出席一〇二名 議題 (1) 昭和五ニ年度会務報告の件 (2) 昭和五ニ年度会計報告並に決算承認の件 (3) 幹事並に会計監事改選の件 (4) 顧問・参与委嘱の件 (5) 各委員会の活動報告 (6) その他	於・一弁 出席 四名 議題 会報五号編集についての方針検討	於・一弁 出席 六名 議題 会報五号編集についての方針検討	於・一弁 出席 三名 議題 学員会館問題委員会の大学側委員の中間報告書の検討
第二回学員会館問題委員会								
議題 中央大學理・監事候補者推薦の件								
於・一弁 出席 六名								
學員会館問題委員会の大学側委員の中間報告書の検討								
4 15								
4 28	執行部会	第三回会報編集委員会	執行部会	第五回幹事会	於・一弁 出席 十名	於・一弁 出席 六名	"	
5 25								
5 22								

8・29	8・21	8・18	7・20	7・15	7・10	7・1	6・26
第三回会編集委員会		第一回大学問題特別委員会	第二回会報編集委員会	法職特別コースについて大学側と大学問題委員会委員との懇談会	中大法曹会選出評議員会	第一回会報編集委員会	第二回幹事会
於・一弁 出席二九名	於・一弁 出席八名	於・一弁 出席二十五名 委員長の選任 委員会の運営方針 法職課程指導員選考の件 その他	於・一弁 出席七名	於・中大多摩校舎 出席二十二名 ※法学部長川添利幸主催	於・N H K 青山莊 出席十七名 ※七月一六日開催予定の中大評議員会の中央大学基本規定 及びその附属規定改定についての審議に關し中大崎田常 任理事、戸田学長との懇談	於・一弁 出席九名 議題 中大法曹第五号発行について	議題 (1) 第二回幹事会開催の件 (2) 新役員就任披露宴開催の件 議題 (1) 本年度の基本方針 (2) 委員会に關する件 報告事項 その他の協議事項

※大学問題特別委員会委員と法職課程指導員との懇談会

「法職特別コース」ゼミ指導員と大学との打合せ会

於・中大駿河台校舎  
法職特別コースのゼミの運営について

中大法曹会新役員就任披露宴

於・赤坂プリンスホテル 出席六九名

第四回会報編集委員会

於・一弁 出席七名

10・17 第一回募金委員会

於・一弁 出席 六名  
議題 九〇周年募金、奨学会事業資金募金の未納者の措置

11・9 執行部会

於・一弁 出席四名  
議題 (1) 新役員就任披露宴収支報告  
(2) 一一月一九日評議員会の件  
(3) 第三回幹事会開催の件

11・13 第一回人事委員会

於・一弁 出席十二名  
議題 中央大学総長銓衡委員会委員候補者並に同理事銓衡  
委員会委員候補者推薦の件

11・15 第一回会館問題委員会

於・一弁 出席七名  
議題 学員会内委員会が起草した「会館利用に関する意見  
書」検討

12・1 第五回会報編集委員会

於・松本樓  
執行部会忘年会

12・11 第三回幹事会

於・法曹会館 出席四十六名  
議題 (1) 中央大学総長銓衡委員会委員候補者推薦の件  
(2) 中央大学理事銓衡委員会委員候補者推薦の件

3 ・ 2		2 ・ 27	2 ・ 22	1 ・ 31	1 ・ 19	54 ・ 1 ・ 8	1 ・ 17	12 ・ 19	(3) 委員会報告 (4) その他
第四回幹事会		第二回人事委員会	第十九回会報編集委員会	第四回大学問題委員会	第一回常任幹事会	第六回会報編集委員会	第七回会報編集委員会	第八回会報編集委員会	
於・二弁 出席四六名		於・一弁 出席二七名	於・一弁 出席九名	於・一弁 出席二六名	於・一弁 出席八名	於・一弁 出席十名	於・一弁 出席二六名	於・一弁 出席三名	
		議題 (1) 中央大学評議員推薦委員会委員候補者の選考の件 (2) 中央大学学員会役員選考委員会委員候補者の選考の件 (3) 獎学会募金委員会副委員長候補者の選考の件 (4) 評議員候補者推薦の件 (5) 評議員候補者推薦の件	議題 (1) 中央大学評議員推薦委員会委員候補者の選考の件 (2) 中央大学学員会役員選考委員会委員候補者の選考の件 (3) 獎学会募金委員会副委員長候補者の選考の件 (4) 評議員候補者推薦の件 (5) 評議員候補者推薦の件						

議題

(8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1)  
中央大学評議員推薦委員会委員候補者の選考の件  
中央大学学員会役員選考委員会委員候補者の選考の件

中央大学評議員選考委員会委員候補者の選考の件  
奨学会募金委員会副委員長候補者の選考の件  
法曹会推薦評議員候補者選考の件  
評議員候補者推薦の件  
委員会報告  
その他



## 編集後記

緑なす多摩丘陵の一角に聳えたつ白亜の殿堂中央大学、この威容を仰ぎ見たときの学員の感慨は蓋し無量なものがありましょう。そしてありし日の母校中央大学に於ける学生生活を懐しみ深い回想に浸られたことあります。

わが中大法曹会は、会報「中大法曹」第五号を発刊するに当たり、母校中央大学が大学の命運を賭して多摩移転という歴史的壮挙を完遂したこと記念して、特集号の発刊を企画し、その時代・時代を代表する会員を選抜して「中央大学生活の思い出」というテーマのもとご投稿をお願いいたしましたところ、中大理事長渋谷健一先生はじめ多くの方々から貴重なご体験やご意見等を盛られた玉稿が届けられました。恐らくこの会報は大正中期から多摩移転に至るまでのわが中央大学の歴史の一側面を語るものとしてその価値をお認めいただけるものと信じます。そして永く次代に残されることを期待して止みません。

玉稿をお寄せ下さいました諸先生に厚く厚くお礼申し上げる次第であります。

また、学員会々長谷村先生からは丁重なお祝辞を、学長戸田先生からは活気に溢れる多摩校舎の近況を、大塚先生からは日本の法曹界に於ける大先達原嘉道先生のありし日の面影を偲ばせる玉文を頂戴し感謝の至りに堪えません。

尚今回は、中央大学基本規定・中央大学学員会々則の改正があり、財団法人白門奨学会が設立されたなどのことがありましたので、法曹会々員として必要なこれら諸規程を一括掲載いたしました。会員各位のお役にたてば幸甚です。

終りに、この会報の編集に当り特段のご指導とご協力を賜わりました倉田幹事長山崎事務局長をはじめとする執行部の諸先生並びに編集委員の諸先生に心から感謝申し上げます。

(編集委員長 赤坂正男記)

中大法曹 第5号

昭和五十四年三月一五日 印刷

昭和五十四年三月二〇日 発行

(非売品)

発行人

倉田雅充

発行所

中央大学法曹会

印刷所

株式会社高千穂印刷所

東京都板橋区向原二丁目〇一〇一  
電話(九五六)六五五〇・六五六四

## 中央大学校歌（旧）

作詞 小林一郎  
作曲 山田耕筰

一、皇國の基礎固めんためと  
中央の名に集える健兒  
春秋交らぬ芙蓉の雪は  
遠く我等の心を照らす

二、質実剛健撓まず倦まず  
心を協せて養ひきつる  
貴き校風仰ぎて知れと  
空に聳ゆる我等の校舎

三、世界の進みに魁すべく  
心を鍛へ身を鍛へんと  
集り来れる健兒の為に  
前途を祝はん諸声高く

## 中央大学応援歌

和田芳恵 作詞  
諸井三郎 作曲

若き血潮みなぎる

中央の意氣にみよ

栄光は燐として

我らがうへにあり

詠わずや新興中央

我らが前途希望にみちて

みよ中央の大施のゆくところ

陽光もかげりて淡し

若さこそ力こそ我らが生命

戦よ潔かれ

誓の殿堂は厳かに

大穹のもとにかがやく

詠わずや中央